

DHC差別番組「ニュース女子」東京高裁判決

前田 朗 (朝鮮大学校講師)

出自に着目した誹謗中傷

六月三日、東京高裁はDHC「ニュース女子」名誉毀損訴訟で、一審原告の辛淑玉と被告のDHC双方の控訴を棄却した。差別番組「ニュース女子」を制作したDHCに五五〇万円の損害賠償支払いと、謝罪文のネット掲載を命じた一審・東京地裁判決が維持された。

二〇二一年九月、東京地裁は辛淑玉に対する名誉毀損の成立を認定し、DHCに損害賠償を命じた。今回の東京高裁判決も同じ判断である。名誉毀損の認定は東京地裁と同様だが、東京高裁判決には注目すべき一行が追加された。

「在日朝鮮人である一審原告の出自に着目した誹謗中傷を招きかねない構成になっている」という一文を含む次の一節である。

「本件番組では、須田が一審原告について『在日韓国・朝

鮮人の差別ということに関して戦ってきた中では、カリスマなんですよ。』と発言した直後に、他の出演者が『韓国がそうやって沖縄にこだわるのは何で。』『親北派ですから。韓国の中にも北朝鮮が大好きな人がいる。』と発言し、それぞれ『韓国人はなぜ反対運動に参加する?』『親北派のため、米軍基地の建設を妨害している』とのテロップが表示されており、在日朝鮮人である一審原告の出自に着目した誹謗中傷を招きかねない構成になっている」。

「差別である」との直接表現ではないが、一審判決が触れなかった肝心の部分に東京高裁は言及した。

原告・辛淑玉は判決後の記者会見で「負けませんでした。DHCはいまだに差別番組をネット上に掲載したままです。判決は名誉毀損であると認めると同時に、在日である私の出自に着目した誹謗中傷であることも認めました」と述べた。

代理人の金童介（弁護士）は、「出自に着目した誹謗中傷を認定したことは、重要な前進であり、その意味で判決を評価している」と述べた。

捏造と嘲笑と差別

二〇一七年に東京MXテレビで放映された番組「ニュース女子」は、沖繩の反戦平和運動の米軍基地反対闘争を歪曲し、揶揄し、嘲笑するものであった。反対闘争が暴力的であると嘘を垂れ流し、本土から沖繩に來た活動家たちは辛淑玉所属の人権団体「のりこえねっと」から資金提供を受けており、辛淑玉が「黒幕」であると非難した。在日朝鮮人が韓国や朝鮮の反日活動の一環として米軍基地反対闘争を支援しているとデマ宣伝を行った。そもそも番組制作にあたって現地取材を行っていないことが判明した。沖繩の平和運動家にも、のりこえねっとにも取材していない。最初から捏造とフェイクの筋書きで制作された差別番組であった。

番組「ニュース女子」のような異常な差別番組が地上波で放映されたことは驚愕であった。被害者からの申立てを受けて、放送倫理・番組向上機構（BPO）は「重大な放送倫理違反があった」とする意見を公表した。BPOは、放送における言論・表現の自由を確保し、視聴者の基本的人権を擁護するため放送への苦情や放送倫理の問題に対応する第三者機

関である。

東京MXテレビは謝罪したが、DHCは謝罪を拒否し、番組配信を続けたため被害者が名誉毀損訴訟を提訴した。日本には差別禁止法がないため、差別行為に対する損害賠償請求裁判はなかなか認められにくい。名誉毀損という不法行為を裁くことになる。

判決が、出自に着目した誹謗中傷であると認定したことは一歩前進である。しかし、沖繩差別については何も認定されていない。

辛淑玉は「在日朝鮮人である私を叩くと同時に、私の属性を使って沖繩叩きをしたのは許せない。彼らはデマを流し、嗤いながらヘイトをまき散らす。差別を楽しんでいる」と述べた。

個人に対する名誉毀損を裁判で取り上げることができるが、沖繩差別は具体的な個人が差別されたと訴えることが難しい。このため在日朝鮮人を差別しながら沖繩を叩く卑劣な差別は放置されたままである。デマを捏造し、フェイクで他者を貶める差別番組を制作したDHCはおよそ反省していない。

差別を認定するためには差別禁止法を制定して、差別の定義を法律に明示しなければならない。悪質な差別を禁止し、ヘイト・スピーチを規制し、差別被害者を救済する法制度を整備する必要がある。